

同一入札での資本的関係又は役員等人的関係の参加制限について

笛吹市における入札で、共通説明書に記載されている「無効の入札」のうち、「同一の入札で、資本的関係又は役員等人的関係（夫婦、親子及び兄弟姉妹の関係を含む）がある者が一緒に入札したとき。」の取扱いについては、下記のとおりです。

1. 資本的関係

会社法第2条第3号及び第4号並びに会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社、子会社、孫会社の制限

会社法第2条第3号 子会社の定義

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

会社法第2条第4号 親会社の定義

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第3号における法務省令で定められているものは、「同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等」であり、第4号における法務省令で定められているものは、「会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等」です。

この「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」について、会社法施行規則第3条第3項の規定があります。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更正手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

- 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の計算において所有している議決権
 - (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において密接な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
 - (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の役員
 - (2) 自己の業務を執行する社員
 - (3) 自己の使用人
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者であった者
- ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において密接な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。
- ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

たとえば、Aという会社が、直接、Bという会社の議決権の総数の百分の五十を超える議決権を所有していれば、Bは「Aの子会社」となり、Aは「Bの親会社」となります。

Aの子会社であるBが、Cという会社の議決権の総数の百分の四十の議決権を所有し、AがCの議決権の総数の百分の二十の議決権を所有していれば、Cは「Aの子会社」(孫会社)となります。

また、Aの子会社であるBが、Cの議決権の総数の過半数を所有していれば、Cは、「Aの子会社」(孫会社)、Bは、「Cの親会社」です。

したがって、孫会社同士の同一入札への参加も制限されます。

2. 役員等人的関係

役員の定義としては、次のとおりです。

1. 代表取締役(会社の代表権を有する取締役)
2. 取締役(社外取締役を除く取締役、代表取締役)
ただし、会社法第2条第1項第12号における委員会設置会社の「取締役」(「社外取締役」を含む。)は除く。
3. 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人
4. 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

ある会社の役員が、別の会社の役員を兼ねている場合は制限されます。

役員の定義にあてはまらない職としては、執行役員、監査役、会計参与、会計監査人(公認会計士ないし監査法人)があります。この職については、制限されません。

なお、同一人が、ある会社の取締役と更正会社の管財人を兼ねている場合は制限されます。

3. 役員等人的関係(夫婦、親子及び兄弟姉妹の関係)

上記の役員等人的関係と同様、夫婦、親子及び兄弟姉妹が別々の会社の役員である場合は制限されます。

4. 資金的関係・役員等人的関係の調書

必要に応じて市が提出を求める場合があります。

様式は、別紙参考様式によるか、参考様式に準じた独自様式でも構いません。